

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年1月から53年3月まで
私は、昭和50年4月から60年8月までA事業所に技師として勤務していた。

当初、当該事業所は社会保険に加入していなかったため、最初は私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、誕生月にさかのぼって保険料の納付を行ってくれており、その後は、私が国民年金保険料を最寄りの銀行で納付していた。

昭和53年4月から56年3月までの納付記録はあるのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月29日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び当初の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行っていたとするその父親は、申立人の国民年金保険料の納付についての記憶が明確でないため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は、昭和 19 年 4 月から、A 社で事務員として働いていたが、事務長から「厚生年金保険は健康保険とセットになっており、強制加入である。」との説明を受け、同年 6 月に厚生年金保険被保険者証を受け取ったと記憶している。

それなのに、被保険者資格取得日は昭和 19 年 10 月 1 日とされている。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和 19 年 5 月 1 日に健康保険被保険者資格を取得し、20 年 3 月 29 日に同資格を喪失したことが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に在籍していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法は、昭和 17 年 1 月に施行された後、適用準備期間を経て同年 6 月から保険料の徴収が開始されているが、同法における被保険者は、一定の業種の事業所に使用される男子労働者（一般職員を除く。）と定められており、女子は対象ではない上、19 年 6 月に施行された厚生年金保険法において、申立期間は、同法の適用準備期間として、厚生年金保険被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されたことを示す給与明細

等の資料は無い上、厚生年金保険料控除を肯定する同僚からの供述も得られないことから、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を申立人の給与から控除していたとは考え難い。このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和7年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月ごろから同年12月1日まで

私は、昭和25年8月ごろからA市にあった合名会社Bで、アルバイトとして勤め始め、経理事務の仕事に従事していた。

申立期間について、同社に勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、合名会社Bは、昭和25年10月1日に厚生年金保険の適用事業所になった後、57年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の人事記録等の関係資料は無く、当時の事業主、役員等は死亡しているため、申立人に係る同社での勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況等について確認することができない上、合名会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に、申立人について確認したところ、「申立人については知らない。」と回答があった。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、合名会社Bが厚生年金保険の適用事業所になった昭和25年10月1日から申立人が同社で被保険者資格を取得する28年12月23日までの期間を通じて申立事業所において、厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であった旨主張しているが、「申立期間当時、健康保険証は市役所からもらっていた。」とも

述べており、これは、国民健康保険に加入していたことを示唆するものであることから、申立人の主張には矛盾が見られる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。